

想 随

単純にして予測できる反応

— E・H・カントロヴィッチ

『祖国のために死ぬこと』について—

八木三男

一、

天災地変はむろんのことだが、政治の世界でも予想もできないことが次々におこる。国会で所信表明をしておいて突然辞任した安倍首相の場合はその最たるものだが、この十一月に期限が切れるテロ対策特別措置法を延長したいばかりに、アメリカに頼んで国連安保理決議の「前文」に、アフガニスタン周辺の対テロ作戦のための日本による給油にたいする「謝意」をすべりこませた日本政府のいじましく姑息な外交手段にあきれてしまった。ロシアは一国の国内事情のために国連を利用し、混乱させたといって棄権したが、当然のことだ。「前文」は拘束力をもたないらしいから、大

した影響はないかもしれない。特措法の延長に反対の民主党がひるんだ様子もない。

しかし、テロ特措法で従来からの政府の説明がウソであることは予測できた。給油量が政府の説明の四倍に及ぶとか、海上支援に限定の給油がほとんどアメリカのアフガン空爆のためであり、『朝日』（九月三日）の報道では、空母エンタープライズの艦長の証言として、特措法の対象外である対イラク作戦に従事していたアメリカ軍艦船にも補給していた事実などである。

そのほかに予測できなかったことはいろいろある。柳沢厚生労働大臣の「子どもを産む機械」論もいまだき想像を絶する暴言だが、お陰で、わたくしとしてはそんな発言が飛び出すイデオロギーの系譜がどの辺に

あるのか少し探求してみたくなった成果はあった。さらに、日本の国会議員や桜井よしこなど右翼ジャーナリストがアメリカの新聞に「従軍慰安婦」問題で、安倍発言を受けて、強制性を示す事実はなかったといった「事実」と題して意見広告を出したことも驚きだった。それが国際的に逆効果であったことは知られる通りだが、日本の右翼イデオログたちのその「強制性」の否定はむろんことだが、意見広告の国際的な反響や意味も予測できない想像力の貧しさにあらためて目を見張る思いだ。かれらはその単純でいびつな頭で、思い立つと後先のことを考えずに突進するものらしい。

二、

以上はこの小文のマクラである。本題にうつろう。上記のような予測できないことの多いなかでも、右翼的な政治家が考えることは予測できることがある。北朝鮮の核実験に対して、麻生、中川などが、いち早く日本も核武装について討議を始めようといった、反応が先ず軍事優先であったり、久間防衛大臣の原爆投下は「しょうがない」発言などである。それはかつて、昭和天皇が記者会見で原爆投下について「戦争だから

仕方がない」と発言したのと一般であり、日米安保条約を通じてアメリカに忠誠を誓っている姿である。原爆投下が日本本土決戦による膨大な人命の損傷なしに戦争を終結させたというアメリカの公式見解にしたがったまでのことだ。それは日本の暴虐な侵略をうけたアジアの人々の多くが、原爆が日本帝国主義を壊滅させた、いわば「ザマを見ろ」という評価とはまったく別の話である。

それは政治家だけのことだけではなく、右翼的な大学教授の発言にもあてはまる。最近、日本共産党の理論政治誌『前衛』（〇七年一〇月号）に載った、佐藤広美（東京家政学院大教授）の『徳育の教科化』と安倍内閣の人間観を問う」という精緻に論理を組み立てた論文を読んで、やつぱりと思ったことである。

佐藤は「新しい歴史教科書をつくる会」の『新しい公民教科書』（旧版）の執筆者であった京大教授、佐伯啓思の著書『市民』とは何か』（PHP新書、一九九七年）をとりあげ、紙幅の一部をさいて批判していた。

佐伯はその本のなかで、標題のカントロヴィッチの著書をふまえ、「『祖国のために死ぬ』という」と

いう章を立てて、国家にたいする義務を負わない国民は奇妙であり、侵略される可能性や国防をまったく論じない憲法は異常だと主張しているそうである。

わたくしがこの小文を書くためには、当然佐伯のその本を読まなければならないが、体調を崩してから、現代日本の群小の右翼イデオログの著作を読む時間も気力もなくしてしまったから、佐藤の研究者としての誠実さを信頼して、そこで紹介されている範囲で論を進めることにしよう。

佐伯は、カントロヴィッチの議論からつぎのように結論づけているという。西洋の思想では、「祖国のために死ぬ」ことは、「市民」という観念と決して矛盾せず、共同で都市や国家を防衛し、祖国のために死ぬことは、ある種の「徳」を要求し、またもたらす。これが近代に受け継がれてきた「シヴィック精神」である。それはあくまで公共的事項、国家的事項に対する義務の観念であり、勇気や名誉という古代的な美德を重んじる国家観念と私的生活は対立しない。この「市民シヴィック」の精神が見失われたとき、「市民」は「私民」という私の集団に転化する。これが佐伯の現在の日本の市民主義に対する批判の要点であり、愛国

心を復権させる理由である。

これをうけて、佐藤は佐伯の議論で欠落している問題点としてつぎのようにいった。戦前の日本における「祖国のために死ぬ」思想には、アジア民族への蔑視と侵略主義があり、それはいうところの「靖国」思想である。そんな思想と「美德と公共性」の精神はいかにしても折り合わない。しかも、カントロヴィッチは古代・中世では、国家への自己犠牲は、高貴で崇高な意味をもっていたが、ナチスのホロコーストなどが出現する現代の戦争では、人間はもはや「犠牲」にされるのではなく、「消される」「清算される」ものにすぎず、市民の死は「祖国のため」「神のため」といった高貴な意味を失った、といっているとして、佐伯のカントロヴィッチの『祖国のために死ぬこと』の理解、援用の一面性、いい加減さを批判した。

三、

カントロヴィッチが「中世政治思想における『祖国のために死ぬこと』」という論文を発表したのは一九五一年のことだが、その後の他の中世政治思想の論文も収録した『祖国のために死ぬこと』（甚野尚志訳、み

すず書房、一九九三年）をわたくしが読んだのは一〇年あまりまえのことである。読んですぐ、日本の右翼イデオログがこれに飛びついて、愛国心を鼓吹するだろうと予測していたのである。佐藤論文を読んでその手法のいい加減さ、歪曲のひどさもよく理解できた。カントロヴィッチは天才的な歴史家だと思うが、もともとは保守的で伝統主義的な立場をとっていて、コミュニケーションにたいしてはむしろ嫌悪感を抱いていたといわれる。訳者である甚野尚志の解説を頼りに彼の経歴を紹介するのは、この小文の行論上必要なことである。

カントロヴィッチは一八九五年に当時ドイツ領だったポーランドのボズナニの裕福なユダヤ人一家に生まれた。ナチス政権下、ユダヤ人であるという理由でフランクフルト大学の正教授の地位を追われ、アメリカに亡命した。母親はテレージェンシュタットの強制収容所で殺害された。

ドイツのユダヤ人がナチスによって市民権を奪われ、ゲットーに押し込められた段階でも、ドイツ国民はむしろどのヨーロッパの国も知らん顔をしていた。また、ナチス占領下ではユダヤ人に対する密告が相次いだ。カントロヴィッチはすでにユダヤ人を包摂する「死ぬ

に値する」祖国も市民社会も失っていたのである。

亡命先のアメリカでもカントロヴィッチは勤務先のカリフォルニア大学で評議会の反共ヒステリーに巻きこまれる。一九四九年に評議会が出した破壊活動を行う政治的グループに属したことがない旨を誓約する要求に対して、カントロヴィッチは声明文を出し、誓約の強制を批判してつぎのようにいった。

「もつとも誠実な市民たち、そしてまさにそうした誠実な者のみを、非―アテネ人、非―イギリス人、非―ドイツ人として、非協調主義者の烙印を押すことによって、良心の葛藤に引き入れるのはデマゴーグたちの常套手段である。……ここで問われている真のそして根本的な問題は、職業的なそして人間的な尊厳である」

四、

では、カントロヴィッチはその著作でなにを明らかにしたか。彼は一九一四年の第一次大戦に、根っからの愛国主義者として志願して従軍したが、戦後はドイツ革命の鎮圧軍に参加した。この経験が「祖国のために死ぬ」テーマになったといわれる。

十二、三世紀にキリスト教から解放されてセキユラ

ライズ世俗化した国家に、祖国の観念が芽生え、祖国のために戦つて死ぬことが一種の世俗化された十字軍行爲として神聖な行爲とみなされるにいたつた。同時に現れる主権や国家の神聖性や超越性を、カントロヴィッチは王を頭とする「神秘体」と捉えた。

それは、中世の教会組織が頭であるキリストに有機的に結びつく四肢Ⅱ「キリストの体」として象徴的に理解されていたものが、世俗の国家観念にも転用されたものである。「神秘体」としての国家は、その四肢全体の体の健康のためには切断されることもありうるという観念にしたがつて、祖国のための死が国家という「神秘体」を防衛する聖なる行爲とみなされた。

また、十三世紀以降の「神秘体」としての王権と国家の理念のもとでは、王は死すべき自然の肉体をもつと同時に、不死の国家を象徴する「神秘的な体」をもつにいたる。そして、このような国家の観念は近世の絶対主義王政の政治理念にまで流れこんだ。

ここで大切なことは、佐藤論文では佐伯がそれを現代の政治理念としているらしいが、カントロヴィッチは上記のような政治理念を、現代の国家や市民社会にまで一般化、普遍化したのではないということである。

かえつてカントロヴィッチはつぎのようについて。「『神秘体』という中心的観念が、ずっとあとの、つまり最近の時代に、民族的、党派的、そして人種的な教義へと移し変えられることによって受けた歪曲のすべてを説き明かすことは、読者にゆだねたい」(二七ページ)。そしてつぎの例をあげた。「フランコ政権下のスペインで戦死したファシスト・イタリアの師団の兵士たちの追悼礼拝のために、一九三七年のクリスマスに、ミラノの大聖堂の正面を覆つた巨大な吹流しに書かれた『イタリアのために死ぬものは、死ぬことがない』という文句は、もともと尊く崇高であつた理念を恐ろしく歪めた、最近の民族主義的な狂乱を例示している」。そのあとに、佐藤が言及している人間が「消される」という表現がくるのである。

ここで、スペインの内乱について一言いっておきたい。一九三一年、世界恐慌のなかでブルボン王政が倒れ、合法的に共和政権が成立したが、企業・貴族・教会・軍隊の支援を受けたフランコによって内乱に発展し、フランコ独裁政権が成立した。この政権はドイツ、イタリアのファシズム体制の一環であつた。ドイツ、イタリアが内乱に介入し、ドイツはピカソの『ゲルニ

カ」を猛爆した。カントロヴィッチがいたかつたのは、たとえ話だが、かりにアメリカ力の侵略戦争であるイラク戦争の戦場に日本が加担し、その戦死者を日本政府が顕彰して「祖国のためにさんげ散華した英霊たちよ、お帰りなさい」といつて靖国神社の鳥居に横断幕を掲げるようなものだ。ちなみに、日本のファシズムはカントロヴィッチがいつた一九三七年、スペイン内乱のさなかに日独伊防共協定をむすび、四〇年にはその三国による軍事同盟を締結して、アジア人二千万人を殺戮する世界戦争に突入する。その戦争を防衛戦争、正義の戦争といつて復権させようというのが、佐伯が教科書を書いた「新しい歴史教科書をつくる会」なのである。

五、

最後に、佐伯がいつた「市民」と「私民」について若干の感想を述べておきたい。

もともと近代の市民社会は、かつて一九三〇年代に日本型ファシズムに抗するために依拠したいと戸坂潤が願つて果たさなかつた「自主的に自分の生活を防衛して行こうとする民主的」で自由な独立した個人から

成り立っており、「私民」的性格の強いものだ。

ところが、日本の天皇制ファシズムはさきの大戦末期には、「私民」がよりどころにする「家族」そのものを全面否定した。以下に少々長いが、寺崎昌男他編『総力戦体制と教育』（東大出版会、一九八七年）を参考にした拙著『予後の風色』の文章を再録しよう。

「戦争末期の総力戦体制の確立過程で、家庭はその基盤を全面的に解体しはじめた。出征、戦死、徴用動員、強制的な転廃業、強制疎開、空襲による家や財産の喪失等である。こうして家族が経済的に追いつめられ、バラバラに切り裂かれていく現実のなかで、家族の絆の基本をなす『愛情』などが最も『私』的なものとして、天皇制ファシズムのイデオロギー貫徹の障害になっていく。」一九四三（昭和一八）年から文部省教学局が編集を始めたが刊行されなかつた『家の本義』では、これまでの『家』ハ無二ノ健兵健民ノ母胎タリ』（『家二関スル調査報告書』大政翼賛会調査会）という立場を捨てて、『生活のすべての面において大君の御為に』『没我随順・義勇奉公』するためには『家』の解体、崩壊もやむをえないと公然と宣言した。『一身一家は滅ぶとも国の生成発展が遂げられれば、それこ

そ大君の恩恵に酬い奉る絶好の機会』『個人の有限なる生命はそれだけでは朝露の如くはかないものである。唯国家の無窮なる生命に結びつく事によって始めて永遠性を得る』

ここでは、一身一家や個人の生命のような「私的」なものすべてはかなく、カントロヴィツチの言葉を借りれば、天皇のためとあれば、「消えていくもの」「消されても仕方のないもの」といつているのである。わたくしは敗戦二週間まえの中学一年のとき、アメリカの無差別絨毯爆撃で家を失ったが、道端の草をつんで食べるという極端な飢餓のなかで、なによりもまず生きなければならぬといった「私民」性をどう取り戻すかというのが戦後の出発点になった。

しかし、戦後六〇年かけて、平和と人権、地方自治を規定する憲法に守られながら、いまや日本の市民社会は「私民」性を超えてその成熟の度を深めた。

教基法を改悪し、さらに憲法の改悪をたくらみ、戦前の体制に戻そうとしていた安倍政権の崩壊は、右翼勢力にとっては、愛国心の欠如した「私民」の悪魔的な所業と映ったかもしれないが、それは生活を自主的に防衛し、平和を希求する日本の「市民社会」の成熟

の深化を反映している。

沖縄戦における「集団自決」について「日本軍による強制または命令は断定できない」として、軍の関与を書いた教科書を修正させた文科省にたいして、沖縄県のすべての自治体議会は検定の撤回を要求した。不法のイラク戦争にかかわる米軍基地に囲まれている沖縄県民は、地方自治を基礎にして、国際平和への連帯と歴史的な事実を賭けて果敢にたたかっている。

依義文さんのホームページによると、十一月十三日現在で、新潟県では上越市ひとつだが、全国で五府県（三重、京都、奈良、高知、福岡）二三十区五町の計三六議会が沖縄に連帯して、検定意見の撤回をもとめる意見書を採択した。

また、無防備地域宣言という国際法をたてにして平和のために奮闘する市民運動が日本にもある。これは〇四年に日本も批准したジュネーブ諸条約第一追加議定書五九条の「無防備地区を攻撃することは、手段のいかに問わず禁止する」という条項を頼りに、自治体の条例をつくる運動である。自治体はあらゆる手段を使って戦火から住民を守る義務があるという趣旨である。大阪に始まってすでに十数都市で運動が展開さ

れたが、世界的にもまだ条例を制定した都市はない。

このように、平和を守る運動は国家や党派の枠をこえて世界的に広がりつつある。市民は「私民」どころか「世界市民」的に変化しつつあるのが現状だろう。イラク戦争に反対する一千万人以上の市民運動が地球規模で短時日のうちに展開されたように、市民運動の国家の枠を超える展開は人類史がはじめて経験した新たな局面である。

しかし、このような日本における市民社会的成熟の発展にも弱点がある。

たとえば、わが研究所が事務局をつとめた「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」の経験だが、九〇年から九一年にかけて郵送でおこなった「条約」批准促進の請願に対して新潟県の四四%（全国最多）にあたる五〇議会が決議をしてくれた。それに比べたら、前述の沖縄問題の議決数はよりよりよう寥々たるものだろう。しかし、教育基本法改悪反対闘争における市民運動の中心にいたわが研究所にしてみても、沖縄県民に連帯して「子どもの権利条約」のときのように議会請願を組織できないでしまった。いわば腰が引けていたのである。

市民運動が生活防衛や権利問題には敏感であつても、高度に政治的な問題、たとえば国会の多数を占める改憲右翼やそれを支える佐伯らがつながらる「つくる会」のような右翼団体が連合して「集団自決」や「南京虐殺事件」などナチスのホロコーストと類似した自国の戦争犯罪を抹殺、忘却させようとする政治勢力と対抗する視点に相対的な弱さがあるようにおもふ。これからは、「九条の会」が着々と成果をあげているように、ドイツが成功した「過去の克服」にむけた市民運動の理念と展開をどうしても勝ちとらなくてはならないのだと思う。

（やぎ みつお・にいがた県民教育研究所所長）

